

令和5年第8回

美幌町農業委員会総会議事録

令和5年11月27日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和5年11月27日(月) 午後1時30分から午後2時53分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(18人)

	1番	中川誓子君	農地部会長	3番	梅津幸一君
	5番	佐藤章平君		6番	木村勝彦君
	7番	中村寿恵子君		8番	鳥井隆君
	9番	小泉豊和君	農地副部会長	10番	武田透君
	11番	田村秀司君		12番	川原英和君
	13番	安藤良司君		14番	鎌仲照幸君
	15番	高崎利彦君	振興副部会長	16番	山岸洋文君
	17番	酒井祐二君		18番	小林寿美君
職務代理	19番	日並洋君	会長	20番	千葉正美君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(5人)

事務局長	橋本勝君	主査	矢野豊君
主事補	加賀屋敦君	主事補	石澤美咲君
臨時筆生	寺田裕子君		

議 事 日 程

令和5年第8回 美幌町農業委員会総会
令和5年11月27日 午後1時30分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第16号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
日 程 第 6	議案第25号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日 程 第 7	議案第26号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）について
日 程 第 8	議案第27号	農地法第3条の規定による許可申請について
日 程 第 9	議案第28号	農地法第4条の規定による許可申請について
日 程 第10	議案第29号	現況証明願について
日 程 第11	議案第30号	農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について
日 程 第12	協議第6号	美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は18名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和5年第8回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号18番 小林委員、同じく議席番号19番 日並委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査、加賀屋主事補、石澤主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告1件、議案6件、協議1件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号2番 坂本委員、同じく議席番号4番 佃委員、本日欠席の旨、届出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。何かご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第16号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
事 務 局	今月の農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人からの定期報告につきましては議案3ページの2法人でございます。 【議案に基づき説明】 以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。よろしくお願ひ致します。
議 長	ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、報告第16号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法

人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。

議 長

日程第6、議案第25号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。
内容番号8号。

事 務 局

内容番号8号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について賃貸人が他者に賃貸するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和2年3月26日から令和7年3月31日までの5年間、合意解約年月日は令和5年10月6日、土地引渡日は令和5年10月6日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号8号は適当と認めます。
内容番号9号。

事 務 局

内容番号9号についてご説明致します。本件も農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について賃貸人が他者に売買するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和5年4月17日から令和10年4月30日までの5年間、合意解約年月日は令和5年10月10日、土地引渡日は令和5年10月10日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号9号は適当と認めます。
議案第25号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第7、議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。
内容番号33号から34号は関連がございますので一括上程致します。

事 務 局

今月の案件は全25件で内容につきましては売買が8件、農業公社の買入が4件、農業公社からの売渡が2件、再貸付が8件、新規の賃貸借が2件、農業公社からの一時貸付が1件となっております。

それでは内容番号33号と34号につきまして一括ご説明致します。参考資料は2ページをご覧願います。本件は売買案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇さん、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和5年11月28日、代金の支払期限は令和5年12月25日、利用調整日は令和5年11月1日でございます。内容番号33号についてご説明致します。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。内容番号34号についてご説明致します。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡ござ

います。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番 内容番号33号と34号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は亡くなった〇〇さんの農地について相続財産管理人である弁護士からあっせん申し出があり、あっせん調整の結果、〇〇さんと〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族2人で畑作四品を。〇〇さんは家族2人で玉ねぎ、小麦、甜菜を作付けし、それぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号33号から34号は適当と認めます。
内容番号35号。

事 務 局 内容番号35号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧願います。本件は農業公社の買入案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和5年11月28日、代金の支払期限は令和6年1月11日、利用調整日は令和5年11月14日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番 内容番号35号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが規模縮小により、所有する農地を処分したいとの申出があり農業公社に売買するものです。なお、この農地はあっせん調整の結果、〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号35号は適当と認めます。
内容番号36号。

事 務 局 内容番号36号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧願います。本件は農業公社からの早期売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案14ページをご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和5年11月28日、代金の支払期限は令和6年2月29日、利用調整日は令和5年10月27日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番 内容番号36号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間借りる予定でしたが、今回、本人からの申し出により、期間満了前ですが売渡を受けるものです。〇〇さんは玉ねぎ、小麦、アスパラガスを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号36号は適当と認めます。
 内容番号37号。

事 務 局 内容番号37号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧願います。本件も農業公社からの早期売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案14ページをご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和5年11月28日、代金の支払期限は令和6年2月29日、利用調整日は令和5年10月27日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番 内容番号37号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが10年間借りる予定でしたが、今回、本人からの申し出により、期間満了前ですが、売渡を受けるものです。〇〇さんは家族3人で玉ねぎ、小麦、大豆、アスパラガスを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号37号は適当と認めます。
 内容番号38号。

事 務 局 内容番号38号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧願います。本件は売買案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和5年11月28日、代金の支払期限は令和5年12月29日、利用調整日は令和5年11月13日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

9 番 内容番号38号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが規模縮小により所有している離れ地を処分したいとの申出があり、あっせん調整の結果、〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族2人で小麦、大豆、玉ねぎ、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号38号は適当と認めます。
 内容番号39号。

事 務 局 内容番号39号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧願います。本件も売買案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和5年11月28日、代金の支払期限は

令和5年12月29日、利用調整日は令和5年11月6日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

15 番 内容番号39号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが貸付していた農地を処分することになり、あっせん調整の結果、借受している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは法人化し畑作三品、人参、キャベツを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号39号は適当と認めます。
内容番号40号。

事 務 局 内容番号40号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧ください。本件は農業公社の買入案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和5年11月28日、代金の支払期限は令和6年1月11日、利用調整日は令和5年11月15日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

3 番 内容番号40号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが規模縮小により、所有する農地を処分したいとの申し出があり、農業公社に売買するものです。なお、この農地はあっせん調整の結果、〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号40号は適当と認めます。
内容番号41号。

事 務 局 内容番号41号についてご説明致します。参考資料は9ページをご覧ください。本件は売買案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案14ページをご覧ください。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和5年11月28日、代金の支払期限は令和5年12月29日、利用調整日は令和5年11月6日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

3 番 内容番号41号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件も〇〇さんが規模縮小により所有する農地を処分するため、あっせん申出があったものです。調整の結果、〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは複数戸法人で畑作三品、玉ねぎ、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 　　ご異議なしと認め、内容番号４１号は適当と認めます。
内容番号４２号。

事 務 局 　　内容番号４２号についてご説明致します。参考資料は１０ページをご覧ください。本件は先の議案第２５号内容番号９号で合意解約した農地で農業公社の買入案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和５年１１月２８日、代金の支払期限は令和６年１月１１日、利用調整日は令和５年１１月１４日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

１０ 番 　　内容番号４２号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが貸付していた農地を処分するため、農業公社に売買するものです。なお、この農地は〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 　　ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議 長 　　ご異議なしと認め、内容番号４２号は適当と認めます。
内容番号４３号。

事 務 局 　　内容番号４３号についてご説明致します。参考資料は１１ページをご覧ください。本件は売買案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和５年１１月２８日、代金の支払期限は令和５年１２月２９日、利用調整日は令和５年１１月９日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

１８ 番 　　内容番号４３号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが貸付していた農地を処分することになり、借受している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族２人で畑作三品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 　　ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議 長 　　ご異議なしと認め、内容番号４３号は適当と認めます。
内容番号４４号。

事 務 局 　　内容番号４４号についてご説明致します。参考資料は１２ページをご覧ください。本件は農業公社の買入案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案１５ページをご覧ください。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和５年１１月２８日、代金の支払期限は令和６年１月１１日、利用調整日は令和５年１１月１４日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い

致します。

12 番

内容番号44号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが貸付していた農地を処分するため農業公社に売買するものです。なお、この農地はあっせん調整の結果、〇〇の〇〇さんと〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号44号は適当と認めます。
内容番号45号から46号は関連がございますので一括上程致します。

事 務 局

内容番号45号と46号について一括ご説明致します。参考資料は13ページと14ページをご覧願います。本件は売買案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和5年11月28日、代金の支払期限は令和5年12月29日、利用調整日は令和5年10月5日でございます。内容番号45号についてご説明致します。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。内容番号46号についてご説明致します。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

12 番

内容番号45号と46号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件も〇〇さんが貸付していた農地を処分することになり、あっせん調整の結果、〇〇さんと〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品のほか、肉用牛を飼育。〇〇さんは家族3人で畑作四品を作付けし、それぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号45号から46号は適当と認めます。
内容番号47号。

事 務 局

内容番号47号についてご説明致します。参考資料は15ページをご覧願います。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和5年11月28日から令和10年11月30日までの5年間、利用調整日は令和5年11月7日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

9 番

内容番号47号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族2人で畑作四品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号47号は適当と認めます。
内容番号48号。

事 務 局 内容番号48号についてご説明致します。参考資料は16ページをご覧願います。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和5年11月28日から令和10年11月30日までの5年間、利用調整日は令和5年11月9日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

9 番 内容番号48号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件も期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、賃貸料の減額と賃貸期間を10年間から5年間に変更し、更新するものです。〇〇さんは家族2人で畑作四品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号48号は適当と認めます。
内容番号49号。

事 務 局 内容番号49号についてご説明致します。参考資料は17ページをご覧願います。本件は先の議案第25号 内容番号8号で合意解約した農地の一部で賃借人の変更に伴う賃貸借案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和5年11月28日から令和7年12月31日までの2年間、利用調整日は令和5年11月8日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番 内容番号49号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが借受していた農地でしたが離農により合意解約したため、〇〇さんからの申し出によりあっせんを行った結果、〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは小麦、豆類、甜菜、玉ねぎのほか、肉用牛を飼育し、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号49号は適当と認めます。
内容番号50号。なお、内容番号50号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき議事参与の制限により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

(〇〇委員 退席)

事 務 局 内容番号50号についてご説明致します。参考資料は18ページをご覧願います。本件は農業公社からの一時貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益

財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和5年11月28日から令和10年9月25日までの5年間、利用調整日は令和5年11月8日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

15 番 内容番号50号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は9月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは玉ねぎと大豆を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号50号は適当と認めます。

(〇〇委員 入席)

議 長 内容番号51号から55号は関連がございますので一括上程致します。

事務局 内容番号51号から55号まで一括ご説明致します。参考資料は19ページから22ページをご覧ください。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和5年11月28日から令和10年11月30日までの5年間、利用調整日は令和5年10月30日でございます。内容番号51号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。内容番号52号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。内容番号53号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案15ページをご覧ください。内容番号54号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。内容番号55号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

15 番 内容番号51号から55号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で、全員の意向を確認したところ、〇〇さんが賃貸期間を5年にしたい意向があったので10年から5年に切り替えて更新するものです。〇〇さんは法人化し、畑作三品と人参、キャベツを。〇〇さんは家族3人で畑作三品と人参。〇〇さんは家族3人で小麦、甜菜、玉葱、人参を。〇〇さんは家族2人で畑作三品と人参を。〇〇さんは家族3人で小麦、馬鈴薯、長芋、ごぼう、キャベツを作付けし、それぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号51号から55号は適当と認めます。
内容番号56号。

事務局 内容番号56号についてご説明致します。参考資料は23ページをご覧ください。本

件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和5年11月28日から令和10年11月30日までの5年間、利用調整日は令和5年11月17日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

19 番 内容番号56号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で小麦、甜菜、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号56号は適当と認めます。
内容番号57号。

事 務 局 内容番号57号についてご説明致します。参考資料は24ページをご覧ください。本件は経営規模縮小に伴う新規の賃貸借案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和5年11月28日から令和10年11月30日までの5年間、利用調整日は令和5年10月5日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

12 番 内容番号57号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんの規模縮小に伴うあっせん申し出により、調整の結果、〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号57号は適当と認めます。
議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長 暫時休憩と致します。再開は14時25分と致します。

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 日程第8、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。
内容番号9号。

事 務 局 今月の案件は全9件で内容につきましては新規の賃貸借が1件、経営移譲に伴う使用貸借案件が4件、売買が2件、贈与が2件となっております。

それでは内容番号9号についてご説明致します。参考資料は26ページと27ページをご覧ください。本件は規模縮小に伴う新規の賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から5年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。参考資料28ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

8 番 内容番号9号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんの離農に伴い、近隣で耕作している〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは小麦、豆類、甜菜、玉葱のほか、肉用牛の飼育を行っており、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月9日、中川委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号9号は適当と認めます。
内容番号10号。

事 務 局 内容番号10号についてご説明致します。参考資料は29ページと30ページをご覧ください。本件は経営移譲に伴う使用貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案20ページをご覧ください。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間で権利の種別は使用貸借権でございます。参考資料31ページの調査表にあるとおり取得後の全ての農地を利用すること機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

15 番 内容番号10号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲するものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品と人参、キャベツを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月16日、中村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号10号は適当と認めます。
内容番号11号。

事 務 局 内容番号11号についてご説明致します。参考資料は32ページをご覧ください。本件は売買案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。参考資料33ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

3 番 内容番号11号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は借受して

いる〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは法人化し、畑作三品と玉葱、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月11日、日並委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号11号は適当と認めます。
 内容番号12号。

事 務 局 内容番号12号についてご説明致します。参考資料は34ページをご覧ください。本件も売買案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案20ページをご覧ください。申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで権利の種別は所有権でございます。参考資料35ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

10 番 内容番号12号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は借受している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは法人化し、牧草とデントコーンを作付けされるほか、肉用牛の肥育も行っており、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月2日、小林委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号12号は適当と認めます。
 内容番号13号から14号は関連がございますので一括上程致します。なお、内容番号13号は〇〇委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき議事参与の制限により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

 （ 〇〇委員 退席 ）

事 務 局 内容番号13号と14号について一括ご説明致します。参考資料は36ページから38ページと40ページをご覧ください。本件は経営移譲に伴う使用貸借案件でございます。借受人は〇〇の〇〇さん、申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間で、権利の種別は使用貸借権でございます。内容番号13号についてご説明致します。貸付人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案20ページと21ページをご覧ください。内容番号14号についてご説明致します。貸付人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。参考資料39ページと41ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

17 番 内容番号13号と14号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲するものでございます。〇〇さんは家族3人で畑

作三品と人参、長芋を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月7日、鎌仲委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号13号から14号は適当と認めます。

 （〇〇委員 入席）

議 長 内容番号15号。

事 務 局 内容番号15号についてご説明致します。参考資料は42ページをご覧願います。本件も経営移譲に伴う使用貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案21ページと22ページをご覧願います。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間で、権利の種別は使用貸借権でございます。参考資料43ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

1 2 番 内容番号15号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲するものです。〇〇さんは家族3人で畑作四品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月11日、鎌仲委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号15号は適当と認めます。
 内容番号16号。

事 務 局 内容番号16号についてご説明致します。参考資料は44ページをご覧願います。本件は贈与案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は〇〇、権利の種別は所有権でございます。参考資料45ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

1 2 番 内容番号16号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地について隣接で耕作している〇〇さんに贈与するものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月11日、鎌仲委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号16号は適当と認めます。
内容番号17号。

事 務 局

内容番号17号についてご説明致します。参考資料は46ページをご覧願います。本件も贈与案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は贈与、権利の種別は所有権でございます。参考資料47ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

1 2 番

内容番号17号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地について、隣接で耕作している〇〇さんに贈与するものです。〇〇さんは家族3人で畑作四品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月11日、鎌仲委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号17号は適当と認めます。
議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第9、議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。
内容番号6号。

事 務 局

内容番号6号についてご説明致します。参考資料は49ページをご覧願います。本件は育苗用ハウスとして使用していたものを農業用機械等の格納庫として使用するため、農地法第4条による農地転用を行うものでございます。申請者は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、農地区分は農用地区域内農地でございます。転用目的は育苗用ハウスから農業用機械等の格納庫への変更、計画の概要はビニールハウスの面積が〇〇㎡となっております。なお、申請地の面積とビニールハウスの面積が合わない理由につきましては〇〇さんの所有地の他に号線用地がビニールハウスの面積に含まれているためです。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

3 番

内容番号6号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は作付け転換により、これまで育苗用ハウスとして利用していたものを農業用機械等の格納庫として利用することとなったため転用申請するものです。申請地は既存のビニールハウスを利用したものであることを10月30日、日並委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号6号は適当と認めます。

	内容番号7号。
事務局	内容番号7号についてご説明致します。参考資料は50ページをご覧願います。本件は農舎建築のため、農地法第4条による農地転用を行うものでございます。申請者は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、農地区分は農用地区域内農地でございます。転用目的は農舎建築、計画の概要は農舎面積が〇〇㎡、通路等〇〇㎡、工事期間は平成28年完成済みとなっております。この案件は申請漏れにより、転用は既に完了してしまっております。違反転用行為ではありますが北海道農業会議や北海道オホーツク総合振興局によりますと、申請を行えば許可できる案件については追って認めると書いて追認許可をすることとしておりますが、もちろん申請者には厳重注意をしております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。
3番	内容番号7号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが経営規模拡大のため、農舎が必要となったもので申請地は効率的な作業ができるよう既存の農舎周辺、また、ほかの農地への影響が少ない場所を選定しており、現地の状況からみて、やむを得ないものであると10月30日に日並委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号7号は適当と認めます。 議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議長	日程第10、議案第29号「現況証明願について」を議題と致します。 内容番号6号。
事務局	内容番号6号についてご説明致します。参考資料は52ページをご覧願います。所有者及び願出人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。
19番	内容番号6号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この土地は現在、樹木が生えており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを11月11日、梅津委員、高崎委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号6号は適当と認めます。 内容番号7号。
事務局	内容番号7号についてご説明致します。参考資料は53ページをご覧願います。所有者及び願出人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。
6番	内容番号7号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この土地は現在、原野のようになっており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外で

	あることを11月2日、佐藤委員、武田委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号7号は適当と認めます。 議案第29号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第11、議案第30号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」を議題と致します。 内容番号5号。
事 務 局	内容番号5号についてご説明致します。参考資料は55ページをご覧ください。申出者は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。利用調整の経過につきましては申出日が令和5年11月1日、利用調整を行った時期が令和5年11月1日から令和5年11月15日、利用調整に当たったものは美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号5号は適当と認めます。 内容番号6号。
事 務 局	内容番号6号についてご説明致します。参考資料は56ページをご覧ください。申出者は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案26ページをご覧ください。利用調整の経過につきましては申出日が令和5年11月1日、利用調整を行った時期が令和5年11月1日から令和5年11月15日、利用調整に当たったものは美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号6号は適当と認めます。 議案第30号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」は適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第12、協議第6号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。
事 務 局	協議第6号についてご説明致します。本件は11月9日付で美幌町長から町が定める美幌町農業振興地域整備計画において同計画の変更を行うため意見を求められたもので用途区分変更が2件でございます。用途区分変更の内容番号6号についてご説明致します。参考資料は49ページをご覧ください。本件は先の議案第28号 農地法第4条許可申請の内容番号6号でご審議いただいた案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は育苗用ハウスから農業用機械等の格納

庫へ変更するためでございます。続いて用途区分変更の内容番号7号についてご説明致します。参考資料は50ページをご覧ください。本件も先の議案第28号 農地法第4条許可申請の内容番号7号でご審議いただいた案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は農舎建築のためでございます。今後の予定ですが本総会後に当委員会から町に意見書を提出します。町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上です。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、協議第6号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長 以上で全議案の審議を終了致しました。
これもちまして第8回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

議 長 ご苦労様でした。

閉会 午後2時53分